

## 滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成26年4月1日付け滋障福第661号。以下「実施要綱」という。）に基づき市町が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年3月20日滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、市町が実施する軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の経費に対して行う。

(補助額等)

第3条 この補助金の補助額の算定方法については、次に定めるところとする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 1台あたりの補聴器購入経費または補聴器更新経費（耐用年数経過後の更新を原則とするが、市町が認めた場合はこの限りではない。）もしくは修理費として市町が必要と認める額と、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める1台あたりの価格とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額に3分の2を乗じた額から寄付金、その他の収入を控除した額（市町民税非課税世帯に対する減免を行う場合には前号の額）に2分の1を乗じて得た額以内とする。
- (3) 第1号の補聴器支給の要件等の取扱いについては、平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準ずるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする市町は、知事が定める期日までに別記様式第1号に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書（別紙1）
- (2) 積算内訳書（別紙2）

### (3) 歳入歳出予算（見込）書

2 市町長は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

#### (変更交付申請)

第 5 条 補助金の交付決定後において、事業の変更等により追加交付申請等が必要になった場合には、知事が定める期日までに別記様式第 2 号に、前条に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

#### (交付決定の通知)

第 6 条 知事は、第 4 条および第 5 条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該市町長に通知するものとする。

#### (実績報告)

第 7 条 市町長は、翌年度の 4 月 15 日までに別記様式第 3 号による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額調書（別紙 3）
- (2) 積算内訳書（別紙 2）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書

2 第 4 条第 2 項ただし書きの規定により交付の申請をした市町長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第 8 条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町長に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき
- (2) 第8条の規定により確定した額を超えて補助金が交付されているとき。
- (3) 市町村がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 市町長は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 第6条の規定による補助金等の交付の決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 第8条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 第4条の規定に基づく交付申請、第5条の規定に基づく変更交付申請、第7条の規定に基づく実績報告または第9条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第12条 市町長は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第4条、第5条、第7条および第9条に規定するところに準ずること

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。なお、この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

様式第 1 号

第 号  
年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 住所  
氏名 (市 (町) 長氏名)  
責任者・担当者氏名 (市 (町) 担当者氏名)  
連絡先電話番号

年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付申請書

このことについて、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 9 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

申請金額 円

添付書類

- 1 所要額調書 (別紙 1)
- 2 積算内訳書 (別紙 2)
- 3 歳入歳出予算 (見込) 書

様式第2号

第 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (市(町)長氏名)  
責任者・担当者氏名 (市(町)担当者氏名)  
連絡先電話番号

年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金変更交付申請書

年( 年) 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、関係書類を添えて変更申請します。

記

変更交付申請金額	円
既交付決定額	円
差引き額	円

添付書類

- 1 所要額調書(別紙1)
- 2 積算内訳書(別紙2)
- 3 歳入歳出予算(見込)書

様式第3号

第 号  
年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (市(町)長氏名)  
責任者・担当者氏名 (市(町)担当者氏名)  
連絡先電話番号

年度軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実績報告書

年( 年) 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、関係書類を添えて報告します。

記

精算額 円

添付書類

- 1 精算額調書(別紙3)
- 2 積算内訳書(別紙2)
- 3 歳入歳出決算(見込)書

様式第4号

第号  
年月日

(宛先)

滋賀県知事

申請者 住所  
氏名 (市(町)長氏名)  
責任者・担当者氏名 (市(町)担当者氏名)  
連絡先電話番号

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け滋障福第 号で交付決定通知があった軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金について軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |                            |   |   |
|---|----------------------------|---|---|
| 1 | 〇年〇月〇日付滋〇第〇号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額      | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)              | 金 | 円 |